

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第43号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和39年香川県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>第3号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">実務経験（見込）証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>薬局開設者名又は医薬品の 販売業者名 ㊤ 代表者氏名 （許可番号：                    ） 管理者氏名 ㊤</p> <p>次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。</p> <table border="1" data-bbox="255 810 992 959"><tr><td>略</td></tr><tr><td>業務期間 年 月 日 ～ 年 月 日（年 月間）</td></tr><tr><td>略</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="591 986 992 1066"><tr><td>連絡先</td><td>電話番号 (        ) -       </td></tr></table> <p>(注意)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 業務期間の欄には、<u>被証明者が</u>1月に80時間以上、上記の業務内容に示された全ての業務を行っていた連続した期間を記入すること。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>当該証明に係る被証明者の実務経験を明らかにする勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付すること。</u></p> <p>7 連絡先の欄には、この証明書の内容について県から照会があった場合に対応できる部署、担当者及び電話番号を記載すること。</p>	略	業務期間 年 月 日 ～ 年 月 日（年 月間）	略	連絡先	電話番号 (        ) -	<p>第3号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A列4番）</p> <p style="text-align: center;">実務経験（見込）証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p>薬局開設者名又は医薬品の 販売業者名 ㊤ 代表者氏名 （許可番号：                    ） 管理者氏名 ㊤</p> <p>次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。</p> <table border="1" data-bbox="1240 810 1977 959"><tr><td>略</td></tr><tr><td>業務期間 年 月 ～ 年 月（年 月間）</td></tr><tr><td>略</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="1576 986 1977 1066"><tr><td>連絡先</td><td>電話番号 (        ) -       </td></tr></table> <p>(注意)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 業務期間の欄には、<u>実務経験被証明者が</u>1月に80時間以上、上記の業務内容に示されたすべての業務を行っていた連続した期間を記入すること。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>連絡先の欄には、この証明書の内容について県から照会があった場合に対応できる部署、担当者及び電話番号を記載すること。</u></p>	略	業務期間 年 月 ～ 年 月（年 月間）	略	連絡先	電話番号 (        ) -
略											
業務期間 年 月 日 ～ 年 月 日（年 月間）											
略											
連絡先	電話番号 (        ) -										
略											
業務期間 年 月 ～ 年 月（年 月間）											
略											
連絡先	電話番号 (        ) -										

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第3号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。